

山梨地方最低賃金審議会
令和2年度 第1回山梨県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時：令和2年7月16日（木）午後1時58分～3時03分

2 場 所：山梨労働局 大会議室

3 出席者：公益代表 伊藤委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員
事務局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

(1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について

(2) 最低賃金の状況等について

(3) 労使からの意見聴取結果について

(4) 今後の審議の進め方について

5 審議会内容

(賃金指導官)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会 第1回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全ての部会員の皆様に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、本部会を開催し、決議ができますことを御報告いたします。

また、先の第1回本審で決定いたしましたが、当専門部会では、金額審議は行わないことから、一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はございませんでしたので併せて報告いたします。

本日は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

まず、労働基準部長の田村から委員の皆様にごあいさつ申し上げます。

(労働基準部長)

労働基準部長の田村でございます。

第1回山梨県最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本専門部会の委員をお引き受けいただき、また、本日の部会に御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様の辞令につきましては、机上配布とさせていただいておりますので、御了承いただければと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の雇用及び経済の情勢は大変厳しい状況にあります。地域別最低賃金を定める際に考慮することとされており、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の賃金の支払能力」にも御配慮いただきつつ、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

なお、厚生労働本省における中央最低賃金審議会につきましては、今年は特に難しい状況なのか、なかなか情報が入ってこないところではありますが、私ども、事務局としましても、中央最低賃金審議会の動き等の情報が入りましたら、できるだけ速やかに情報提供をさせていただくなど、この専門部会の審議が円滑に進められますように、務めてまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、第1回専門部会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

(賃金指導官)

次に委員の紹介になりますが、お手元に委員名簿と配席表をお配りいたしておりますので、これをもちまして御紹介に代えさせていただきます。

続きまして、次第の「3」、部会長及び部会長代理の選出に入ります。

本部会は、7月2日に開催されました、第1回山梨地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条の規定に基づき設置が決議されたものであります。

同条の規定により、準用される第24条の規定によりまして、部会長及び部会長代理を公益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがいたしましょうか。

(伊藤委員)

それでは、私から推薦させていただきます。

部会長は、反田委員、部会長代理は、鷹野委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし。)

(賃金指導官)

ありがとうございました。

ただいま、伊藤委員から御推薦がありました。異議なしということですので、全会一致で、部会長は、反田委員、部会長代理は、鷹野委員が選出されました。

お手数ですが、お手元の委員名簿にそれぞれ、部会長の反田委員の左側に二重丸、部会長代理の鷹野委員の左に一重丸を付けていただきますようお願いいたします。

それでは、議長は、専門部会運営規定第4条によって、部会長が務め、議事進行することとされておりますので、反田部会長におかれましては、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(反田部会長)

ただ今、部会長に選任されました反田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

本審でもお話しいたしましたが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内の経済及び雇用は非常に厳しい状況にあります。

このような中で、最低賃金をどのようにするのか、厳しい判断が求められております。

労使双方から忌憚のない御意見をいただきまして、慎重に審議したいと思っております。

また、円滑な議事進行にも御協力をお願いしたいと思います。

この部会の効率的な運営に努めていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【 議事(1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について 】

(反田部会長)

それでは議事に入りたいと思っております。

「(1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは私から御説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております、「令和2年度 地域別最低賃金審議日程表」をもとに説明させていただきます。

これは、7月2日に開催されました第1回の本審で御説明させていただき、御承認をいただきました、10月1日の発効を予定しております日程となっております。

一番上の7月2日の第1回本審におきまして、最低賃金改正の諮問をさせていただきました。

次に、本日、7月16日に第1回目の専門部会を開催させていただいております。

中央最低賃金審議会における目安額等の答申につきましては、現状、7月22日に行われる予定になっておりまして、これを前提に、今後の日程を一応組んでございます。

したがいまして、今後の日程につきましては、中央最低賃金審議会の目安額等の答申の動向や、本専門部会における今後の金額審議の状況によりましては、変更する場合もございます。

今後の日程を説明いたしますと、7月29日の午後2時からニュー芙蓉におきまして、第2回の本審の開催となります。

この際、既に出されているはずであります目安額等の答申について皆様に伝達を行い、また、特定最低賃金改正の必要性につきまして、労働局長から諮問をさせていただきたいと考えております。

併せて、特定最低賃金検討委員会の各側2名の委員を選出いただくことを予定しておりますので、各側とも御報告の御準備をよろしくお願いいたします。

本審終了後に、引き続き、甲府ニュー芙蓉におきまして、第2回目の専門部会の開催を予定しております。

第2回目の専門部会におきましては、労働者側、使用者側、それぞれから、基本的見解の発表をしていただく予定としております。

各側とも御準備をよろしくお願いいたします。

基本的見解につきましては、7月28日の午後3時頃までに、データをメールなどでいただければ、事務局において写しを作成して、7月29日の専門部会において配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど申し上げましたとおり、中央最低賃金審議会における目安額等の答申は、7月22日に出される予定となっておりますので、翌7月23日からは4連休となってしまいますが、答申に係る情報が入りましたら、できる限り速やかに、委員の皆様にもメール等でご連絡させていただきます。

7月31日の第3回専門部会は、午後2時からここ山梨労働局で開催予定としております。

ここから金額審議に入っていくことになろうかと思えます。

8月3日に第4回目の専門部会を、同じく午後2時からここ山梨労働局で開催予定としております。

「令和2年度最低賃金改正等の推進について」におきまして、「専門部会における審議は3回程度で結審するように努力する」とされておりますので、この第4回目の専門部会で、一応結審の予定としております。

8月3日に結審に至らなかった場合は、予備日として、翌8月4日の午後1時30分から第5回の専門部会を開催する予定としております。

この予備日の専門部会につきましては、その後に本審が開催される予定であり、皆様にわざわざ移動するお手間をお掛けいただくことのないように、例年とは異なり、開催場所を山梨労働局から甲府ニュー芙蓉に変更しておりますので、御注意ください。

予備日における金額審議の状況によりましては、それ以降におきましても日程調整をした上で、金額審議を行う可能性もございますので御承知おきいただきますようお願いいたします。

この日までに、専門部会での御採決が得られれば、同日8月4日の午後3時30分から開催予定の本審で御答申をいただいた上で、意見を求める公示を行い、8月20日に異議審を開催する予定となっております。

金額審議が8月4日に結審とならなかった場合につきましては、その後の予定も変わってまいりますので、再度、審議会委員の皆様にご日程調整をさせていただいた上で、御答申をいただく本審と異議審の日程を決めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

また、8月19日は、特定最低賃金の検討委員会が開催されますので、その検討結果によって、8月20日の異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただく予定としております。

以上になります。

(反田部会長)

いま、事務局から説明がありましたが、この日程は7月2日に開催した第1回の本審で事務局から提案され承認されたものであります。

説明のありましたように変更の可能性はありますけれどもこの日程で進めたいと思えますが、御意見、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事（２） 最低賃金の状況等について 】

（反田部会長）

それでは、議事の２に移りたいと思います。

「最低賃金の状況等について」、事務局から資料の説明をお願いします。

（賃金室長）

引き続き、私から説明させていただきます。

お手元に配布いたしました「山梨地方最低賃金審議会審議資料」と書かれた資料を使用して説明させていただきます。

後ほど、統計資料や各種調査結果についても触れさせていただきますが、時間の関係もあり、特徴的な部分のみをピックアップさせていただきますので、その点、御了解いただきますとともに、各種資料の詳細につきましては、後で御確認いただきますようお願いいたします。

まず、資料の１ページを御覧ください。

平成元年から令和元年までの山梨県最低賃金の推移の一覧表になります。

引上げ額、引上げ率及び採決の状況等が記載されております。

採決の状況につきましては、一番右側に記載されております。平成２４年から２８年までは全会一致で御答申をいただいておりますが、平成２９年は「労側一部反対、使側反対」となり、また、昨年は「使側反対」の採決となっております。

続きまして３ページを御覧ください。

昨年度の地域別最低賃金の改定状況が記載されております。

山梨につきましては、昨年度は目安額どおりの引上げとなりました。

また、効力の発生日につきましては、１０月１日となりました。

続きまして５ページを御覧ください。

地域別最低賃金と目安額との関係の推移が記載されております。

平成２１年から令和元年までの全国における引上げ額が、目安額に対してどの程度であったかを示した表になっております。

山梨では、過去５年間、目安額どおりの引上げが続いております。

続きまして７ページを御覧ください。

平成２１年から令和元年までの全国における地域別最低賃金の発効状況の推移が記載されております。

山梨につきましては黄色く色付けしております。

昨年は１０月１日発効となりました。

続きまして９ページを御覧ください。全国における「地域別最低賃金の異議の申出状況の推移」になります。

山梨につきましては黄色く色付けしておりますが、毎年、異議の申し出がなされております。

このため、本年度も異議の申し出がなされることを前提といたしまして、異議審の日程を組んでございます。

続きまして11ページを御覧ください。

日本銀行甲府支店が6月10日に発表いたしました、山梨県の金融経済概観の6月分でございます。

7月分の発表は、明日の17日となっており、本日は間に合いませんでしたので、1か月前に発表されたデータをお示ししております。

11ページには、全体の概観が記載されておまして、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一段と悪化した状態が続いている。」とされています。

12ページからは、各項目についての記載がございます。

1番の「個人消費」から6番の「雇用・所得」の項目までをみますと、3番の住宅投資につきましては、「持ち直しの動きがみられる」と、基調判断が改善していますが、その他の項目につきましては、基調判断はほとんど「変わらず」となっております。

続きまして21ページを御覧ください。

これは、7月1日に日銀甲府支店が発表しました山梨県における「企業短期経済観測調査」、いわゆる「短観」です。

本年6月の調査結果でして、先般開催されました、第1回の本審の際に既にお配りさせていただいたものですが、最新のデータということで、改めて配布させていただきました。

本審の際にも説明させていただきましたが、県内の業況判断が「良い」と回答した企業の割合から、「悪い」と判断した企業の割合を引いた業況判断DIは、マイナス43と前回調査から37ポイントの悪化となっております。

次のページには、県内及び全国の、製造業、非製造業別の、最近及び先行きの数値が記載されております。

全国の数値と比較しますと、山梨県は、最近の製造業以外の数値は、全国よりもマイナスの値が大きくなっております。

また、前回、3月調査時からの数値の落ち込み幅も総じて、全国の数値よりも大きくなっております。

続きまして33ページを御覧ください。

これは、山梨県が6月30日に発表しました山梨県の賃金・労働時間及び雇用の動きで、令和2年4月分の速報となります。いわゆる毎勤統計と言われるものの、山梨県のデータとなります。

先日の本審の際には、3月分のデータをお示しいたしましたので、その1か月新しいデータとなります。

35ページに調査結果の概要が記載されております。

現金給与総額は1.1%の減少、所定外労働時間は35.8%の減少、常用労働者は0.8%の増加となっております。前年同月比で、所定外労働時間の減少が目立つ一方、常用労働者数が3か月ぶりの増加に転じております。

続きまして51ページを御覧ください。

これは、資源エネルギー庁が発表している石油製品価格調査結果の県内データを基にグラフ化したものです。

世界的な原油安の影響で、県内の価格も大きく値下がりした後、少しずつ値を戻しつつある状況となっております。

続きまして53ページを御覧ください。

これは日本銀行が発表しております「さくらレポート」になります。

先日の本審におきましては、4月9日付で発表されたものを配布させていただきましたが、先日、7月9日に新しいものが発表されましたので配布させていただきました。

この報告は、全国を九つの地域に分けて、景気的情勢がまとめられているものとなります。

多少広い区域でくくられており、山梨県につきましては、関東甲信越の地域区分に含まれております。

55ページを御覧ください。各地域別の概況が記載されております。

山梨県が含まれる関東甲信越地域における7月の判断は、「内外における新型コロナウイルス感染症の影響により、きわめて厳しい状況にある」とされ、前回4月の判断よりも総括判断が引き下げられております。

以上でございます。

(反田部会長)

今の事務局の説明につきまして御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 議事(3) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田部会長)

ないようでしたら、次の議事に入ります。

「労使からの意見聴取結果」について、説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明させていただきます。

お手元の審議資料の 83 ページからを御覧ください。

先日、開催された本審におきまして、御承認いただきました方式により、労使からの意見聴取を実施いたしました結果を取りまとめた資料でございます。

意見聴取の具体的な実施方法を改めて説明いたしますと、事務局において、労使双方から聴取する項目について、あらかじめアンケート用紙を作成し、まず、これを持参して、対象事業場を一度訪問し、意見聴取への協力要請を行い、アンケート用紙を配布いたしました。

その後、改めて、事業所を訪問し、記載されたアンケート用紙を回収し、当該、アンケート用紙の回答内容を確認しながら、労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものが 83 ページからの資料となります。

資料の最後の方の 98 ページからを御覧ください。

これが今、申し上げました、事業所に配布いたしました実際のアンケート用紙になります。

それでは、83 ページからの資料にお戻りください。

対象といたしました事業所は、製造業 1 社、非製造業 1 社の合計 2 社で、具体的な業種は、仕出し弁当の製造販売を行う食料品製造業及び特別養護老人ホームやデイサービス事業を運営している社会福祉施設となっております。

労使からの意見聴取への協力をお願いし、お引き受けいただいた際、企業名の公開につきましても、是非にと協力をお願いしたのですが、残念ながら、両社とも企業名の公開には応じていただけなかったため、本資料におきましては、「A 社」、「B 法人」との表示になっておりますことに御理解いただきたいと存じます。

意見聴取を行った対象者につきましては、食料品製造業である A 社の使用者側は総務課長、労働者側は 36 協定の労働者代表、社会福祉施設である B 法人の使用者側は施設長、労働者側は、「前年度の」36 協定の労働者代表となっております。B 法人の本年度の 36 協定の労働者代表の方が入院中とのことで不在であったため、昨年度の労働者代表の方を、意見聴取の対象といたしました。

まず、A 社について説明いたします。

A 社の概要につきましては、83 ページの下段のシートに記載してございます。A 社は、本社は山梨にありますが、東京と神奈川にも事業所を設けております。

使用者側からの意見聴取結果につきましては、84 ページから記載しております。

パート労働者の最も低い賃金額は８６０円、最高額は１０００円となっております。東京・神奈川の事業所では、最低時給を１０２０円としているとのことでした。

次に８５ページを御覧ください。

最近の景況感につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、観光関係、具体的には、ホテルの大口顧客企業の一斉休業や、その他各企業の在宅勤務への移行により、企業向けの産業給食が大幅に受注減となり、また、神奈川においては、学校給食も行っているのですが、学校が休校となり、業績に大きな影響があるとのことでした。

賃金の決定方法につきましては、８５ページの下段のシートに記載しております。

賃金テーブルは特に作成しておらず、職種ごとにベースとなる賃金額を定めて、経験年数等に応じて、ベースとなる金額に加算を行い、賃金を決定しているとのことでした。

また、新卒や中途採用及び非正規社員の初任給を決定する際には、県内の職種別の賃金データや、同業他社の求人チラシやハローワークの求人内容を参考にしているとのことでした。

最低賃金額ぎりぎりに賃金を設定して、求人募集をしても応募はないそうです。

次に８６ページを御覧ください。

賃金の見直しにつきましては、正社員については、役職に就いた時以外は特に見直しは行っておらず、一方、パート社員につきましては、毎年、最低賃金が引き上げられますと、その額に応じて、時給額を全体的に底上げしているとのことでした。

最低賃金に係る認識につきましては、８６ページの下段に記載しておりますが、最低賃金が定められていることや毎年改定されることは承知しており、パート社員の時給額を見直す必要があることから、具体的な最低賃金額も日ごろから意識しているとのことでした。

現在の山梨県の最低賃金額につきましては、妥当な金額であると考えているとのことでした。

また、「早期に１０００円」という政府の方針も理解しているが、一気に引き上げるのは厳しいので、段階的に行ってほしいとのことでした。

次に８７ページを御覧ください。

最低賃金による企業経営への影響につきましては、パート社員が従業員の約９割を占めており、毎年、最低賃金が引き上げられると、それに合わせて、これらパート社員全体の時給額を見直す必要があり、人件費増加の負担が大きく、

何とかこの負担を吸収すべく企業努力を行っているとのことでした。

本年度の最低賃金の見直しにつきましては、87ページの下段に記載してございますが、現状の「コロナ禍」においては、雇用の維持が最優先課題であると企業としては考えており、今年は「特殊な状況」であるので、引上げるべきではないとの御意見をお持ちでした。

また、最低賃金を引き上げる際の支援策も求めていらっしゃいました。

次に88ページを御覧ください。

A社の労働者からの意見聴取結果について説明いたします。

最低賃金制度につきましては、新聞が好きで、よく読んでいるので承知しているとのことでした。

現在の山梨県の最低賃金額につきましては、高いに越したことはないが、高すぎると経営を圧迫するので、適正な金額ではないかと思っているとのことでした。

次に89ページを御覧ください。

自身の昇給につきましては、正社員の月給者であるため、定期的な昇給はなく、過去6年間で1回、リーダーになった際に手当が付いたのみとのことで、会社の制度として、定期的な昇給を望んでいらっしゃいました。

89ページの下段に移りますが、最低賃金につきましては、地域によって金額が異なることに疑問を持っていらして、地域によって、必要な生活費はそれほど変わらないのに、同じ仕事をしていて金額が異なるのはおかしいと感じているとのことでした。

また、最低賃金については、「一人で」最低レベルの生活ができるだけの金額を保障してほしいと考えているとのことでした。

本年度の最低賃金の見直しにつきましては、自身の気持ちとしては、「昨年並み」に上がった方がよいと思うけれど、新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、現実的には、今年は最低賃金を引き上げるのは厳しいのではないかと考えているとのことでした。

続きまして、B法人について説明いたします。

90ページを御覧ください。90ページの上段にB法人の概要を記載しております。

人手不足のため、派遣労働者10名を受け入れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、派遣労働者2名の削減を行ったとのことでした。

次に91ページの下段を御覧ください。

近年の労働者数につきましては、募集しても応募が少なく、人手不足に拍車がかかっており、また、スタッフの高齢化も進んでいるとのことでした。

次に92ページを御覧ください。

最近の景況感につきましては、上段に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症の影響により、物品の経費負担が増えたり、感染防止のためにショートステイの受入れを停止したりするなどしたため、経営に打撃を受けておりますが、その全体像につきましては、1年が経ってみないとわからないとのことでした。

賃金の決定方法につきましては、92ページの下段に記載しております。

賃金テーブルはあり、正規職員につきましては、これに基づき、定期昇給を行っているとのことでした。

次に93ページの上段を御覧ください。

非正規職員の賃金の見直しにつきましては、毎年、最低賃金が引き上げられますと、それに合わせて、時給額を引き上げているのですが、経営的に厳しく、一律の底上げにはなっておらず、時給額が下層の職員の方ほど、引上げ幅が大きくなっており、上層と下層の賃金額の幅が縮まってしまうという問題を抱えているとのことでした。

93ページの下段に移りますが、最低賃金に係る認識につきましては、最低賃金の制度については承知しており、非正規職員の時給額の見直しに連動するため、山梨県の最低賃金額も普段から意識していて、額としては、850円ぐらいが妥当と考えていました。

なお、現状は、山梨県の最低賃金が837円のため、企業内最低賃金は840円に設定しているとのことでした。

次に94ページを御覧ください。

近年の最低賃金の大幅な引上げにつきましては、理解されており、肯定的にとらえているとのことでした。

それは、東京や神奈川などの隣接県と比較して、山梨県の最低賃金が安く、労働者が隣接県に流れてしまうのではないかと懸念があるからとのことでした。

しかしながら、本年度の最低賃金の見直しにつきましては、94ページの下段に記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症による経営への影響の全体像が見えておらず、また、感染第2波の懸念もあることや、経営が厳しく、ボーナスも見直さなければならないと考えているところでもあり、引上げは見送るべきであると考えているとのことでした。

最後にB法人の労働者からの意見聴取結果につきまして説明いたします。

95ページからを御覧ください。

最低賃金の制度や金額につきましては、承知しているとのことでした。

次に96ページを御覧ください。

山梨県の最低賃金額837円につきましては、1日8時間、月20日働いて

も13万円ちょっとにしかならず、そこから、税金等も引かれてしまうので、一般の社会人には厳しく、もっと引き上げるべきであるとの考えをお持ちでした。

96ページの下段に移りますが、自身の賃金の改定につきましては、賃金テーブルに基づき、毎年、一定額の昇給があり、また、将来の自分の給料の額も予測できてよいと、B法人の賃金制度を評価されていました。

一方、本年度は、新型コロナウイルス感染症による、経営への影響が見て取れ、冬のボーナスや昇給への影響を心配されていました。

最後に97ページを御覧ください。

本年度の最低賃金の見直しにつきましては、働く側の立場としては、もちろん引き上げていただきたいが、経営者側の立場に立ってみると、経営が苦しく、雇用の維持を最優先に考えると思うので、正直言って、引き上げるべきなのかどうか、自分にはわからないとのことでした。

以上です。

(反田部会長)

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございますか。

(大森委員)

1点だけ確認させていただきたいんですけども。

今回コロナの影響ということで、こういう形での関係労使の意見聴取ということになっているんですけども、例年は、企業に訪問して、直接、会社の経営幹部の方、また、労働者代表の方からお話を聴いている中で、今回の社名を伏せるとというのが最低賃金のフローチャートの中の「意見聴取」というのが成立しているのとらえていいのか、悪いのかというのが判断つかないんですね。

本来は社名もわかりますし、どういう立場の方っていうのも顔を見ての話になりますので。

今回は違う対応をしているんですけども、社名すら委員にわからないのが、これで意見聴取をしたという風に認められるのか、この場で認めればオッケーなのか、仕組み上これではだめよと後でなったら話にならないので。

そこをどうとらえたらいいのかなということと、私個人としては、例年よりも非常に生々しい話を伺っているので、これは逆に社名を伏せたり、人の名前が出てこないゆえにこういう本音というか、実態の話が出てくるのかなというプラスの面もあると思うんですけど。

そもそも、この意見聴取は成立するのかどうかは確認しておいた方がいいと思うんですけども。

(賃金室長)

意見聴取のやり方自体は、明確にこうあるべきだというのは規定にありませんので、意見聴取の方法については、ある程度、地方の審議会に任せられているということになるかと思います。

前回の本審の中で、今年は特別な情勢であるということで、御承認いただいておりますので、それについて、後でやり方に問題があると指摘いただくことはないかと事務局としては考えております。

(大森委員)

では、これで終わったということにすれば、問題ないということですね。

(賃金室長)

そうですね。

公開のことは、私も両社にかなりお願いしたところでありまして、1社は、最初はどうぞどうぞという感じだったのですが、結局、トップにお伺いを立てたら、どうやら風向きが変わってしまったようでして。

2回目に会社にお伺いした際には、私も食い下がってお願いしたのですが、私の力不足もありまして、結果として、社名の公開はできなくなってしまったものでして、御理解いただければと思います。

(反田会長)

その他、何かございますか。

(鷹野部会長代理)

来年以降、どうするかという。

今、大森委員がおっしゃったように、去年、私は初めて参加させてもらったんですけども、何か労働者代表の方は、正直言って出て来られないような感じに受け止められたし、もう一つは、やっぱり、そこにみんなが一堂に顔を合わせたところでは、よっぽど強い組合の委員長さんでなければ、あまりぼろくそのことも言えないんじゃないかと考えると、かえって、こういうやり方が、本音が聴けるんじゃないかと思うんですけど、どうですかね。

(賃金室長)

その辺は、逆にいかがなのでしょう。

委員の皆様の御意向で、こんな形がいいんじゃないのかというのがあれば、それになるべく事務局としては対応させていただきますので、どちらの方が。

(鷹野部会長代理)

せっかくこういうやり方をやってみたから、何年か、こういう風なやり方をやってみて、やはり問題があれば

まあ、例えば、3年なら3年まずやってみて、3年後に見直せばどうかなと思いますので。

このぐらいの人数が会社に来られるのも、会社としては結構

(労働基準部長)

去年を知らないのので何とも言えないのですが、委員の皆様も大変お忙しいというところもありまして、もし、去年みたいな方法であれば、たぶん1社だけしか行けないのかなと。

まあ、その1社に行くということは、現場を見るということでもいい面もあると思うのですが、もし、このやり方であれば、事務局では複数選定もできるのかなと。

また、今年、皆様方のいろいろな意見をいただきながら、事務局としても、例えば、こういう業種はどうだとか、こういう規模はどうかとかですね、そういったことをできる範囲で御要望にお応えしていきながらですね、進めるのもどうかと思ったりしています。

今年は2社で、試しということもありましたし、委員の皆様にも事前に御相談しながら進めたというところで、試行的なところがありましたので。

また、いろいろ御要望があれば、数のこととか、規模のこととか、おっしゃっていただければと思っております。

複数の情報が得られるということでは、今回のこのやり方を事務局としては肯定的にとらえているところではございます。

(鷹野部会長代理)

私は、もし、希望をお願いするとすれば、公益側からはあまりそういうことは必要ないと思うんですけど、使用者側と労働者側で、今回の質問項目を見て、こういった質問項目を入れてもらいたいというのがあれば、それを事前に事務局に伝えて、やっていけば

まあ、事務局は大変だと思います。

でも、受け入れる側の企業も含めて、多忙な人達から見ると負担が軽くて、より精度の高い意見が聴けると思うので、その辺をしていただければと思いますがね。

(一之瀬委員)

非常に丁寧に聞いていただいて、まとめていただいたので、非常にわかりやすいんですけれども。

ただ、1点行かないこととの違いというのは、やっぱり、こういう話を聴く中でですね、それぞれ各委員が疑問に思ったこととか、お聞きしたいことがなかなか聞けないというのがある意味マイナス点である気がするんですけどね。

その辺をどう考えるのかというのが。

まあ、これだけまとめてあると、入っていないということはないんですけれども、現場だと、私も2回行ったんですけれども、現場でいろいろ聞きたいことがある方もいらっしゃる場合もあるので、それもちょっと考えていただきたいなと思います。

そうした上で、来年どうするのかというのは、また、もう一度、その際にさせていただければと思いますけど。

(鷹野部会長代理)

私も絶対やらない方がいいとは思わないんですけれども、何年か試行的にこれやってみるか、また、コロナだから、来年に簡単に収まるとは考えにくいということであれば、1、2年やってみてということも。

あとは、一応、建前上、この委員さん達の任期が2年になっているので、初年度は行って、2年目は様子が出るから、こういった対応を取るかという選択肢もあると思うので。

その辺、また、やってみて検討していただければと思います。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

このアンケート用紙を見て、その回答からこれだけの意見をまとめたということなので、かなり詳しく話を聞いた結果だと思しますので、大変だったと思います。

よろしいでしょうか。

この方法につきましては引き続き検討していただいて。

来年、コロナがどうなるのかということもありますので。

(賃金室長)

事務局で、来年度に向けてやり方を考えて、3月になるのか、第1回目の本審になるのかわかりませんが、また、お諮りして、その方法を検討したいと思います。

(鷹野部会長代理)

3月になると、翌年度のことをやるというのがなかったでしたっけ。
今年、できるかどうかわからないですけど、できれば、その時に。

(賃金室長)

はい、第6回の時に。

【 議事(4) 今後の審議の進め方について 】

(反田部会長)

それでは次の議事に入ります。

議事の(4)「今後の審議の進め方について」であります。

専門部会における金額審議の進め方につきましては、先般、開催されました第1回の本審におきまして、意見要望が出され、今後、検討することとされていたところです。

具体的には、金額審議に入った際に、労使双方から、当初提示いただく金額につきまして、「事前に事務局に提示いただく」こと、それが難しい場合には、「金額審議に入る冒頭において、できるだけ現実的な金額を労使双方から、その場で提示いただく」こと、といったような意見要望が公益委員から出されておりました。

この点につきまして、公益委員から何か、補足はありますか。

(鷹野部会長代理)

前回、私の方でお話させていただいたのですが、今回の日程でいけば、3回目の31日の金額審議の前日の3時くらいまでに、金額だけでいいので事務局の方に伝えていただいて、ここにいる委員が共有して、31日にここに臨めば、初めての方はあれですけど、昨年1回目の双方の聴き取りと、労働側の2回目の聴き取りが終わったくらいの状態でここに臨めるんじゃないかと。

今、部会長からお話があったんですけど、私は、皆さんが最初に提示いただいている金額が現実的ではないという感じは持ってなくて。

ある意味で、建前の数字と本音の数字で言えば、本音の数字を最初から出してくれればいいじゃないかという意見もあるかと思いますが。

建前の数字があつての本音の数字なので、一度その建前の数字を共有して、それから本音の数字を分かち合うということからすれば、前日に御提示いただいてという。

形式上は、ここでその数字を双方が改めて、労働側はいくらです、使用者側はいくらですと言っていて休会に入るのが、一番現実的ではないかと思

いますけど。

もし、労働者側の数字を使用者側に、使用者側の数字を労働者側に前日に提示するのに抵抗があるというのであれば、最低限、公益委員にだけは事務局から伝達することをお願いしていただいて、前日に決めた数字で、冒頭に双方がその数字を発表していただいて休会に入れれば、時間的には1時間程度削減できるかと思っています。

その1時間を何かに使えるかどうかわかりませんが、慎重審議をする作業になった際には、1時間多く作業ができることは間違いのないと思いますので。

よろしければ、前日の3時くらいまでに出していただければ、その数字を、例えば、いくらといくらというのをメールでお送りいただいただけなんです。

それだけ全委員に配って、当日望まれたらいかかと。

(反田部会長)

ただ今の公益委員の補足の説明もありましたが、まず、労働者側の方としてはいかがでしょうか。

(白倉委員)

うちの方は大丈夫です。

(反田部会長)

はい、よろしくをお願いします。

使用者側の方はいかがでしょうか。

(川島委員)

それは、第3回の専門部会の金額審議の前ということですか。

基本的見解を出すというのが、前日の3時までということだったのですが、それまでに金額もお出しするということですよ。

(鷹野部会長代理)

基本的見解と同じように、発表する前日にはいただいて、共有しておけば。

基本的見解は、事務局が印刷する時間が欲しいということなんですけれども、金額審議の方では、1回目の休会の後のやりとりが省略できるので、時間的には助かるかなと思っているんですが。

(大森委員)

ですから、29日の基本的見解を聞いた後に、我々はいくらかということ

30日の夕方までに言えば。

(川島委員)

基本的見解を聞いた後ということ

(一之瀬委員)

基本的見解は、28日の3時までに送るんですよね。

そして、29日にそれぞれ基本的見解を述べますと。

ここでは金額は

(大森委員)

これを聞いて、一旦持ち帰って

(鷹野部会長代理)

30日の3時に。

(一之瀬委員)

先ほど言った「建前の金額」を言わないんですね。

(鷹野部会長代理)

建前の金額を出してもらって結構です。

(一之瀬委員)

いやいや、そうじゃなくて、基本的な見解の時は、本当に見解だけでよろしいんですね。

金額はよろしいんですね。

(鷹野部会長代理)

金額は言わなくていい。

それを受けて、皆さんが31日にいくらを持って来るか。その決めた金額をいただければ。

(一之瀬委員)

それを30日の3時までにお知らせしましたと。

そうすると、31日の審議はどこから始まるんですか。

(鷹野部会長代理)

この場にみんな集まった後に、事務連絡をしてから、まず、労働側いくらです、使用者側いくらですというのを一応して、その後、休会に入れば、お互いが金額をわかったところで、公益がそれぞれの側を歩くということで。

(一之瀬委員)

公にはそこで、三者いるところで労使が金額を明示するというので。

その上で、そこから先は、根拠も含めて確認する中で審議を進めると。

それでは、一度29日の前までには基本的見解を使側でまとめます。

金額についても、当初の金額は、第3回の専門部会の前には、ある程度、使用者側で打合せをして決めておきます。

その上で、今度はそれをお知らせするのは、労働局の事務局の方へお知らせすればよろしいですね。

わかりました。その進め方は一応承知しました。

(鷹野部会長代理)

大変申し訳ないんですけども。

(反田部会長)

ありがとうございました。

事務局からお願いします。

(賃金室長)

今の話で、そうしますと、事務局の方に労使双方から金額いくらですと前日にいただいたら、事務局の方では、それを専門部会の委員の皆様にはお知らせしますか、どうしますか。

(鷹野部会長代理)

私的には、皆さんに知らせてもらった方が。

休会した時点で、それぞれ皆さんは考え方がまとまって双方の打合せに入れるのかなと思うんですが。

そこまでのことではないよというのであれば、一応、公益側だけいただいております。

(賃金室長)

御指示いただければ、御指示いただいたとおりにこちらは対応いたしますが。

(川島委員)

今、おっしゃっているのは、事務局に連絡が行きますと、それを開示するということですか。

(鷹野部会長代理)

開示するか、それとも公益だけが教えてもらうか

(反田部会長)

そここのところをどうするか。

(川島委員)

第3回の専門部会に集まる前に開示しちゃう。

(鷹野部会長代理)

そうですね。その日の夕方ぐらいにメールで、労はいくら、使はいくらと言ってますというメールをもらうか。

そこまではやらない方がいいですか。

(一之瀬委員)

同じなんですけれど。

(大森委員)

もういいじゃないですか、各側に流せば。その方が早いですよ。

3時までに労働局に投げて、5時までに公労使に発信とかぐらいでいいかもしれない。

(一之瀬委員)

私も3年目なんですけれども、いつも思うのは、金額もそうなんですけれども、やはり金額を提示する、あるいは審議する上での根拠をですね。

お金はお金として出したとしても、そこをよく公側で聞いていただいて、そういった中で妥当な折衷案を出していただきたいとは思っていますよ。

ということからすれば、別に金額を開示すること自体はそんなに問題ではないと思いますので、山梨県としてはそういう進め方をすることでも構わないですけど。

それが他県と比べて違和感があるということもないですよ。

どうなんですかね。

(労働基準部長)

他県の具体的なやり方を承知はしておりませんが、せっかくの代理の御提案ではございますので。

私共は従うだけでございますが。

(鷹野部会長代理)

私も行政に籍を置いたことがある人間なので、メールで全部やり取りしましたという違和感があるだろうということで、一応、数字はお互いに持ち寄って、ここで集まった時に一応、金額をもう一度言い合うという風に思っているんですけど。

効率的に進めましょうというのであれば、その時点でお互いの数字をちゃんと把握して臨んだ方が話の進みは早いと思いますけど。

(川島委員)

メールで情報は行っても、第3回は開くわけですから、情報は入っていて、その根拠を説明すればいいという話からすると、その方が効率的ですよ。

(大森委員)

そっちの方が効率的というのと、ちょっと語弊があるかもしれないですけど、やってみる価値はあるかなと。

(鷹野部会長代理)

取りあえず、今年はそれで一度やらせてみていただいて、未来もこれでやるかどうかは、先ほどの来年のヒアリングも含めて、これはちょっとというのがあれば、相互に検討するというところでいかがでしょうか。

これで未来やると決めるわけではないので。

(賃金室長)

そうしましたら、今回は、メールを労使双方からいただきましたら、その金額はこうですよというのは、部会の委員の皆様全員に、事務局の方から、前の日にお流しするというやり方でよろしいでしょうか。

(鷹野部会長代理)

はい、よろしく申し上げます。

(賃金室長)

承知しました。

(反田部会長)

それでは、そういうことでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。
事務局の方もよろしく申し上げます。

以上で予定された議事は終了しましたが、他に双方から何かございますか。

(大森委員)

一点、お願いがあるんですけど。

資料がもし準備できるなら、準備いただきたい資料がありまして。

厚労省のホームページを見ると、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業ということで、いくつかの助成金の制度があるんですけども。

それを昨年1年間、たぶん年度で締めていると思うんですけど。

山梨県内の活用実績、金額ベースなのか件数ベースなのかちょっとわかりませんが、それがもしわかるようでしたら、第3回の専門部会までにメールでいただければ、例えば見解の中にも盛り込みやすいのかなというのがあってですね。

特に業務改善助成金は、最低賃金の引上げと連動した設備投資の75%から90%が助成されるような生産性向上の支援の施策でもあると思うので、最低でもこちらの方の活用実績がわかると一番助かるんですけども。

(賃金室長)

わかりました。

それは用意させていただきます。

(反田部会長)

他には何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第1回の専門部会を終了したいと思います。

なお、次回の専門部会は、7月29日、水曜日、本審終了後の午後3時からニュー芙蓉で行いますのでよろしく申し上げます。

この日は、午後2時から同じくニュー芙蓉で本審が開催されますので、併せてよろしく申し上げます。

本日の議事録の署名ですが、労働者側は白倉委員、使用者側は一之瀬委員にお願いいたします。

それでは、本日はお疲れ様でした。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員
